

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立東鷹高等学校
課 程	全日制課程

学校番号

84

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、十分な調査の上、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

本校では以下のような基本理念を持ち、いじめの防止対策推進法第13条に基づき、全職員が共通認識のもと組織的・計画的にいじめの防止等の対策に取り組む。

〈本校の基本理念〉

いじめは、生徒の健全な成長に影響を及ぼすだけでなく生命をも脅かす、まさに人権に関わる重大な問題である。職員組織が、いじめはもちろん、いじめを助長させたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることができる体制作りが重要である。全ての教育活動の中で生命・人権尊重の精神や、教職員自身が生徒の多様な個性を尊重しつつ、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという人権感覚を持った指導を徹底する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（1）本校における取組

ア いじめについて教職員の共通理解を図る。

- ① いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、気づきにくく発見しにくい事が多くある。
- ④ いじめは、被害者側に問題はない。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、学校、家庭、外部専門家、関係機関（警察等）、地域社会などすべての関係機関がそれぞれの役割を果たし、チームとなって取り組むべき問題である。

- イ 生徒の居場所づくりを心掛けるとともに、すべての生徒が活躍できる場面を増やし、「自己有用感」を高める。また、学級や学年、部活動等で生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ウ 生徒会を中心とした挨拶活動・美化活動・ボランティア活動等を通して、自尊感情の育成を図るとともに、公共の福祉の精神を培う。
- エ いじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導する。
- オ いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者向け研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的におこなう。また、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- カ いじめの背景となるストレス等を排除するため、全ての教職員は、一人一人を大切にしたり、わかりやすい授業づくりに努めるとともに、教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長しないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。

(2) いじめ防止等のための職員研修

いじめの対応に係る教職員の指導力やいじめの認知能力の向上のために、外部専門家等を講師とした研修や具体的な事例研究等を計画的に実施する。また、定期的に評価アンケート等を実施し、適宜取組の検証を行う。さらに、いじめの早期対応の在り方・生徒への対応の在り方についての指導方法を検討し、生徒を全力で守り抜く事ができる指導体制を作り上げる。また、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒についても、教職員等へ正しい理解の促進を図る。

- ア いじめ防止等の年間指導計画を作成し、その中で、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する職員研修を行う。
- イ 職員研修を実施する際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
- ウ 生徒支援資料・生徒指導リーフ・いじめの未然防止・早期発見・早期対策の手引き（改訂版）を活用して、いじめの問題について共通課題を持ち、教職員の考えを出し合い、具体的方策を導き、教職員の指導力や資質の向上を図る。
- エ 教職員にいじめの問題の取り組みに関する評価表や自己評価のチェックリストを実施し、グループワークを行い課題解決する。
- オ いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイントや教員チェックリストを活用して、いじめを発見するための生徒の見方や観察の向上を図り、教職員自らの言動を見直すKJ法を実施して、職員の指導力の向上を図る。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

いじめの早期発見には、生徒のSOSに気づくことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、場所や時間など見えない所で被害が発生し、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることが多い。また、情報通信機器の発達もあり、学校以外の場所でも行われることがある。これらのことを認識し、たとえ些細な兆候であっても、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、生徒の立場に立って行い、迅速かつ適切に対応することが必要である。また、教職員相互における

緊密な情報交換により共通理解を図り、生徒のSOSのサインを見逃さない早期発見に努めることが大切である。したがって、日頃から学校全体で生徒の生活状況のきめ細かな把握に努め、教師・生徒の信頼関係の構築に努め、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員間で情報を共有し、専門家や関係機関、保護者と連携を図り、情報を収集して対応することが大切である。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・毎月のアンケート調査（いじめアンケート（記名式、無記名式）、学校生活アンケート）
- ・学期ごとに携帯電話利用アンケート
- ・各学期における面談の実施（二者面談、三者面談）
- ・保護者への協力要請（家庭用チェックシートの活用、啓発パンフレットの配布、講演会への参加）
- ・定期的な取組体制の点検・評価
- ・取組体制の周知
- ・実態把握の体制の周知
- ・保健室や相談室利用の周知
- ・個別相談、教育相談（スクールカウンセラー、訪問相談員など）
- ・校内・校外巡視（全職員）
- ・学習記録の活用（担任・副任）
- ・ネットパトロール

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法・第22条の学校いじめ対策組織（本校においてはいじめ対策委員会）においておこなう。

いじめが疑われるような行為を確認した場合は、いじめ対策委員会において事実確認をおこないいじめとして対応すべき事案かどうかを判断する。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることを配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて適切に対応する。また、インターネットやSNS等を利用したいじめに対しても適切に対応する。

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

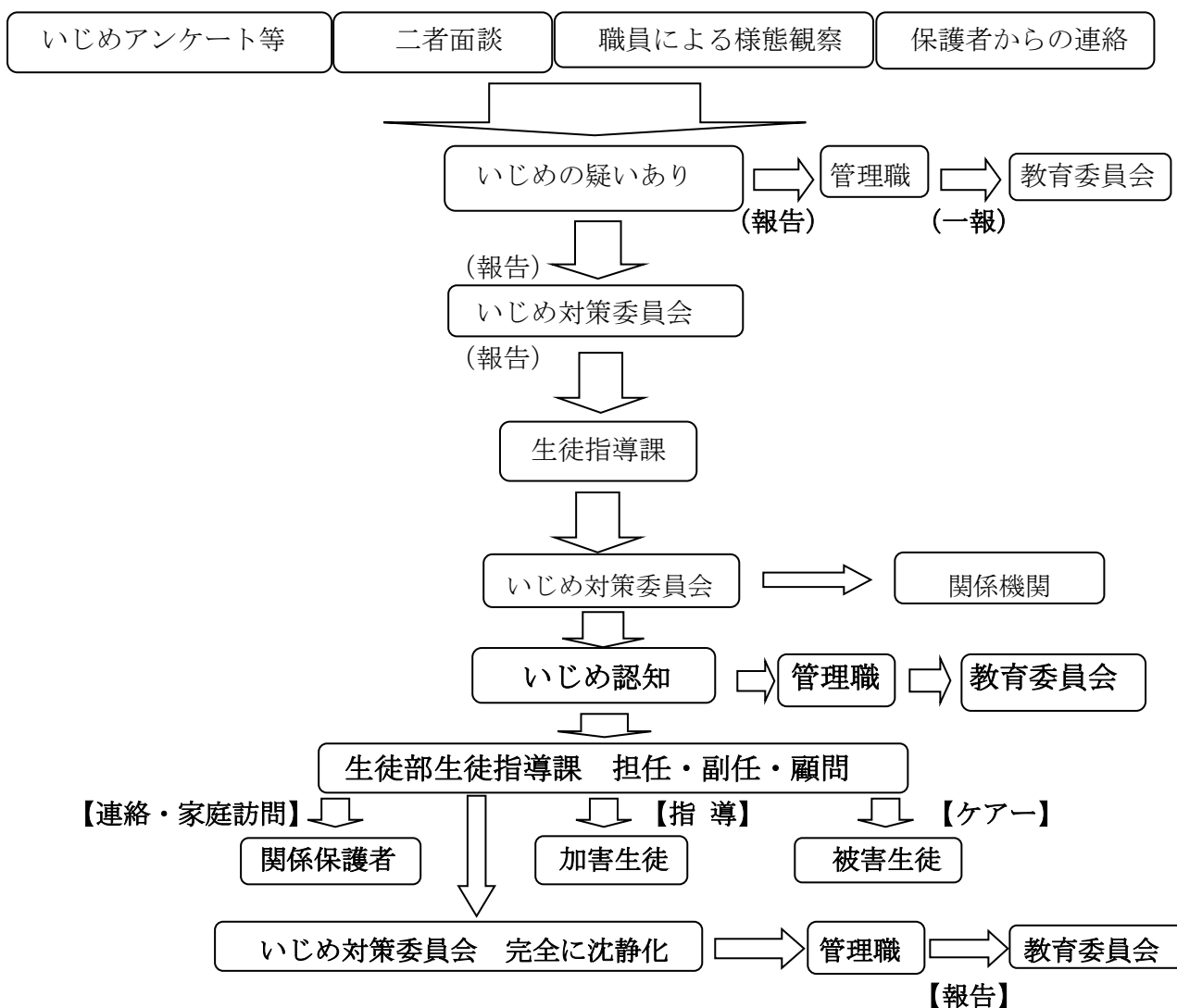
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・下記の要綱に沿って事実確認をおこなうとともに、該当生徒の担任→学年主任→生徒指導主事

→管理職へ連絡し、教職員間で必ず情報共有をおこない対応する。

- ①誰が誰をいじめているのか？ …………… 【加害者と被害者の確認】
- ②いつ、どこで起こったのか？ …………… 【時間と場所の確認】
- ③どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ …………… 【内容】
- ④いじめのきっかけは何か？ …………… 【背景と要因】
- ⑤いつ頃から、どのくらい続いているのか？ …………… 【期間】

- ・いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職より県教育委員会へ一報を入れ、いじめ対策委員会で確認後、管理職が責任を持って教育委員会へ報告し、関係職員（担任など）が被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- ・部活動において顧問等がいじめを発見又は通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。また部活動指導員、非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。
- ・下記のような場合は、所轄警察署に相談する。
 - ◆指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合。
 - ◆生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると判断した場合。



(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ・被害生徒の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。また、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ることを伝えるとともに、保護者に学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるような手立てをこうじる。
- ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家や警察などの関係諸機関の協力を得る。
- ・生徒の個人情報の取り扱いなどプライバシーには十分留意して対応をおこなっていく。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実確認の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- ・事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言をおこなう。
- ・いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・毅然とした態度で対応する。教育上必要があるときは、適切に懲戒（出校停止や警察との連携による措置など）を加えることも考える。
- ・生徒の個人情報の取り扱いなどプライバシーには十分留意して対応をおこなっていく。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として捉えさせ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・囁し立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめに加担していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・すべての生徒が集団の一員として互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団作りを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ネットパトロールを実施することで、ネット上のいじめや生徒間のトラブルを未然に防ぐ対策を講じる。
- ・名誉毀損やプライバシーの侵害等あった場合、プロバイダーに対し速やかに削除依頼をする。
- ・必要に応じて保存等の措置をとる。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時、所轄警察署に通報し、適切

に援助を求めるなど、専門的な機関と連携して対応する。

- ・情報モラル等について指導する。フィルタリングなど家庭と連携し危険から身を守るためのルール作りを推進する。

(7) いじめの解消

- ・いじめの解消は、単に謝罪をもって安易な解消とするのではなく、被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（SNSを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月継続していることを目安とする。
- ・被害生徒及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・「いじめの解消」の判断は、上記の面談やアンケート等の実施により、いじめ対策委員会での会議において管理職が判断する。
- ・いじめが再発する可能性があり得ることを十分に踏まえ、いじめの被害生徒及び加害生徒について、教職員は継続的に注意深く観察し、折に触れ必要な支援をおこなう。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋
- 3 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大重大が発生したものとして調査・報告に当たる。

(1) 重大事態の発生と調査

- ・その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、いじめ対策委員会を母体とした組織を設置し調査をおこなう。
- ・重大事案が発生した場合は、管理職は事態発生について速やかに県指定の様式にて教育委員会を通じて県知事へ報告する。
- ・重大事態の調査は、速やかにいじめ対策委員会がおこなう。また、学校長が重大事態の性質に応じて適切な専門家をいじめ対策委員会に加え、特別対策委員会を組織する。
- ・重大事態の調査は、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したか等、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ・重大事態の調査は、学校・教職員が事実に向きあうことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとする。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ・調査結果については、県指定の様式にて教育委員会を通じ県知事へ報告する。
- ・調査結果には、今後の同種の事態防止策や調査結果に対する保護者所見を記載する。
- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査の組織、方法、方針、経過及び調査によって明らかになった事実関係等その他の必要な情報を、適時・適切な方法で提供する。
- ・情報提供に当たっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供すること。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称

本校において、いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織を「いじめ対策委員会」、第28条【重大事態】に係る組織を「特別対策委員会」とする。

(2) いじめ対策委員会の役割と機能

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集、共有を行う役割を担う。
- エ いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。
- オ 学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

(3) 特別対策委員会の役割と機能

- ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- イ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。なお、この際、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

本校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの状況について、いじめ対策委員会でいじめ問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導改善に生かすようにする。評

価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、実態の把握や対応にどのように取り組みをおこなっているかについて評価する。

評価項目は下記のとおりとする。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない教育環境づくりに係る取組
- ・早期発見・いじめに対する措置等のマニュアルの実行
- ・アンケートの内容及び実施
- ・個人面談・保護者面談の実施
- ・校内研修の実施
- ・ネットパトロールの実施

